（裏面）

消費生活用製品安全法抜粋

（立入検査）

第41条　1～2　（略）

3　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4　前3項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5～11　（略）

12　第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～七　（略）

八　第41条第1項から第3項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　（略）

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

○内閣府令第四十八号

消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条第三項、第十二条第一項、第二項、第三項第三号及び第四項、第十八条第四項並びに消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）第一条第三号、第三条第四号イ及びロ並びに第七号並びに第四条第二号及び第三号の規定に基づき、消費者安全法施行規則を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

消費者安全法施行規則

（消費者事故等に該当することとなる中毒の原因となる物質）

第一条　消費者安全法施行令（以下「令」という。）第一条第三号の内閣府令で定める物質は、一酸化炭素とする。

（消費者と事業者との間の契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しに関する法律の規定）

第二条　令第三条第四号イの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第九条の二第一項、第二十四条の二第一項、第四十条の三第一項、第四十九条の二第一項及び第五十八条の二第一項

二　消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第一項から第三項まで

（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定）

第三条　令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の九第十項

二　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の四第十項

三　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の六第五項

四　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十四条の二第九項、第三十七条の二第四項、第三十八条第二項、第三十九条第三項、第四十条第二項及び第四十二条第二項

五　利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第一条第一項及び第四条第一項

六　国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第百七十二号）第十五条第一項

七　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四条の四第七項、第五条第二項、第十八条の五第七項、第二十七条第二項、第二十九条の三の三第七項、第三十条の二の三第七項、第三十条の二の四第二項、第三十条の四第二項及び第三十五条第二項

八　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）第三十六条第二項及び第四十条第三項

九　特定商取引に関する法律第九条第八項、第二十四条第八項、第四十条第四項、第四十条の二第六項、第四十八条第八項、第四十九条第七項及び第五十八条第四項

十　仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第三条第三項

十一　海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）第三条

十二　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十二条第一項

十三　特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）第八条第四項及び第九条第二項

十四　借地借家法（平成三年法律第九十号）第九条、第十六条、第二十一条、第三十条、第三十七条及び第三十八条第六項

十五　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）第十二条第四項

十六　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二十六条第四項

十七　保険業法（平成七年法律第百五号）第三百九条第十項

十八　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第二項及び第九十五条第二項

十九　消費者契約法第八条第一項、第九条及び第十条

二十　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六十四条

二十一　偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成十七年法律第九十四号）第八条

（事業者の行為の規制に関する法律の規定）

第四条　令第三条第七号の内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。

一　特定商取引に関する法律第十七条、貸金業法第十六条第三項、割賦販売法第四条第一項その他これらに類する契約の締結に係る規定

二　特定商取引に関する法律第十条第二項、貸金業法第十八条第一項、割賦販売法第六条第二項その他これらに類する契約の履行に係る規定

三　特定商取引に関する法律第十条第一項、割賦販売法第六条第一項その他これらに類する契約の申込みの撤回、解除又は解約に係る規定

（身体の障害）

第五条　令第四条第二号の内閣府令で定める身体の障害は、次に掲げるものとする。

一　次に掲げる視覚障害であって、長期にわたり身体に存するもの

イ　両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ〇・一以下のもの

ロ　一眼の視力が〇・〇二以下、他眼の視力が〇・六以下のもの

ハ　両眼の視野がそれぞれ一〇度以内のもの

ニ　両眼による視野の二分の一以上が欠けているもの

二　次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害であって、長期にわたり身体に存するもの

イ　両耳の聴力レベルがそれぞれ七〇デシベル以上のもの

ロ　一耳の聴力レベルが九〇デシベル以上、他耳の聴力レベルが五〇デシベル以上のもの

ハ　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が五〇パーセント以下のもの

ニ　平衡機能の著しい障害